

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2016-224198(P2016-224198A)

【公開日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2015-109227(P2015-109227)

【国際特許分類】

G 02 F 1/13357 (2006.01)

G 09 G 3/36 (2006.01)

G 09 G 3/34 (2006.01)

F 21 S 2/00 (2016.01)

F 21 Y 115/10 (2016.01)

【F I】

G 02 F 1/13357

G 09 G 3/36

G 09 G 3/34 J

F 21 S 2/00 4 3 9

F 21 Y 101:02

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月12日(2018.12.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

透明板と、前記透明板に光を入射可能な光源とを有し、前記透明板の発光を用いて画像を表示可能な画像表示装置において、

前記光源は、前記透明板の側面に配置され、

前記透明板は、第1の側面に配置された第1の光源から入射した光を屈折可能な第1の発光領域と、第2の側面に配置された第2の光源から入射した光を屈折可能な第2の発光領域とを備え、

所定条件に基づいて前記第1の光源と前記第2の光源の点灯を切替制御し、前記透明板の前記第1の発光領域および前記第2の発光領域を面発光させることを特徴とする画像表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

特許文献1に記載されるような従来の画像表示装置は、表示パネル全体に画像を表示するものであった。そのため、画像の表示の見せ方の観点からすると、多様性に乏しかった。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、このような事情を鑑みてなされたものであり、その目的は、多様性のある画像表示を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

請求項1に係る画像表示装置は、

透明板と、前記透明板に光を入射可能な光源とを有し、前記透明板の発光を用いて画像を表示可能な画像表示装置において、

前記光源は、前記透明板の側面に配置され、

前記透明板は、第1の側面に配置された第1の光源から入射した光を屈折可能な第1の発光領域と、第2の側面に配置された第2の光源から入射した光を屈折可能な第2の発光領域とを備え、

所定条件に基づいて前記第1の光源と前記第2の光源の点灯を切替制御し、前記透明板の前記第1の発光領域および前記第2の発光領域を面発光させる

ことを特徴とする画像表示装置。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1に係る画像表示装置は、第1の光源と第2の光源の発光を切替制御し、第1の光源を発光させて透明板の側部の第1の方向から光を照射すると、第1の発光領域が発光し、第2の光源を発光させて透明板の側部の第2の方向から光を照射すると、第2の発光領域が発光し、第1の発光領域、第2の発光領域に対応して発光領域の形状や大きさを変えることができ、今までにない多様性のある画像表示を行う遊技機を提供することができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

なお、画像表示可能な透過型の表示パネルのバックライトとしての面発光板の第1の光源を発光させて、面発光板の側部の第1の方向から光を照射すると、面発光板の第1の発光領域が発光し、表示パネルでは第1の発光領域に対応する部分の画像が視認される。また、面発光板の第2の光源を発光させて、面発光板の側部の第2の方向から光を照射すると、面発光板の第2の発光領域が発光し、表示パネルでは第2の発光領域に対応する部分の画像が視認される。第1の光源と第2の光源の発光を切り替える発光切替手段を備えているため、表示パネルで視認される画像が切り替えられることになる。表示パネルが透過型であるため、第1の発光領域を発光させている場合には、第1の発光領域以外の領域に対応する表示パネルの部分が、第2の発光領域を発光させている場合には、第2の発光領

域以外の領域に対応する表示パネルの部分が、発光領域に比べて表示パネルの後方に存在する物が容易に視認される。そのため、今までにない新鮮味のある画像表示を行うことができる。

また、面発光板の第1の発光領域、第2の発光領域に対応する表示パネルに表示される部分的画像の形態が変わったり、視認される表示領域の形状や大きさを変えることができ、部分的画像自体の中味（見える箇所）を変化させて見せることができる。そのため、今までにない多様性のある画像表示を行うことができる。